

## 障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和2年度の相談件数等について

## ● 県内における差別に関する相談の受付状況

## 1 県対応事案と市町村対応事案

県対応事案	市町村対応事案	合同対応事案	合計（県全体）
70	25	8	103

（注）どちらの自治体が主に対応したかで計上した。

※合同事案とは、県と市町村障害福祉担当課で共同して相談者に対応した事案。

## 2 相談分野別件数

福祉サービス	19	不動産の取引	4
医療	10	情報の提供等	7
商品・サービス	16	その他	11
労働者の雇用	14	不明	0
教育	11	総合計	103
建物・交通機関	11		

（注）複数の分野にまたがる相談については、主訴となる相談分野で計上した。

## 3 障害種別ごとの取扱件数

視覚障害	19	知的障害	11
聴覚障害	5	精神障害	29
言語等障害	0	発達障害	8
肢体不自由	16	高次脳機能障害	0
内部障害	3	その他	12
（身体障害合計）	（43）	総合計	103

（注）重複障害のある方については、主な障害種別で計上し、分けられない場合はその他で計上している。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	10	松戸	14	香取	0	夷隅	3	
船橋	5	柏	4	海匝	0	安房	6	
習志野	18	野田	4	山武	3	君津	10	
市川	10	印旛	9	長生	2	市原	4	
							不明	1
							総合計	103

(注) 発生地で計上しており、不明な場合は不明で計上した。

5 差別をしたとされる相手側の詳細

行政機関			事業者	その他	不明	総合計
国	市町村	都道府県				
1	18	7	66	11	0	103

6 相談態様別活動状況（令和3年3月末現在）

地域活動中		12 (11.65%)
終 結	(1) 相手方への調整 双方の事情を確認し、対応方針を検討しながら、相手方に対して何らかの助言や調整を行ったもの（周知・啓発を含む）	51 (49.5%)
	(2) 関係機関へ引継 相談者からの事情を聴取した上で、関係機関に以後の相談活動を引き継いだものや、相談者に適切な関係機関を紹介したもの（虐待疑いにより、県権利擁護センター又は市町村虐待防止センターへ引き継いだもの含む）	15 (14.6%)
	(3) 情報提供・助言 相談者に対して、情報提供や助言を行ったもの	12 (11.65%)
	(4) 状況聴取 相談者や関係機関等から状況の聴取を行ったが、相談者の意向やケースの性格上、状況聴取にとどめたもの	13 (12.6%)
	(5) その他 相談対応としては終結したものの、差別をした側において今後、研修を予定している場合	0
	(6) 不明	0
総合計		103 (100%)

## 7 県障害者条例による周知活動状況

### (1) 障害保健福祉圏域別

千葉	28	松戸	85	香取	10	夷隅	9	
船橋	66	柏	108	海匝	24	安房	44	
習志野	133	野田	115	山武	372	君津	16	
市川	154	印旛	142	長生	46	市原	16	
							総合計	1368

### (2) 周知先分野別

当事者・家族	28	交通機関	25	医療	234
県・市町村民	53	教育	137	福祉サービス	253
行政	194	労働相談・支援	9	その他	29
司法	2	商品・サービス	404	総合計	1368